

自動車騒音の常時監視結果 ダウンロードデータ利用説明書

国立研究開発法人 国立環境研究所
環境情報部 研究情報室

令和5年10月

目 次

1. ファイル仕様
2. ファイルレイアウト
 - (1) 騒音測定結果データファイル
 - (2) 環境基準達成状況の評価結果データファイル
3. コード表
 - (1) 道路種別コード表
 - (2) 環境基準類型
4. 騒音に係る環境基準について

本利用説明書の内容についてのお問合せ

国立研究開発法人 国立環境研究所 環境情報部 研究情報室

TEL: 029-850-2342

FAX: 029-850-2566

E-mail: gis@nies.go.jp

〒305-8506 茨城県つくば市小野川16-2

(参考)

国立環境研究所ホームページ <https://www.nies.go.jp/>

環境展望台 <https://tenbou.nies.go.jp/>

環境GIS <https://tenbou.nies.go.jp/gis/>

1. ファイル仕様

項目	内容
概要	騒音規制法に基づき都道府県等が実施する自動車騒音の常時監視結果について、環境省自動車環境対策課が都道府県から報告を受けたデータを整備したもの。
収録年度	平成14年(2002)～
収録項目	騒音(昼間、夜間)、環境基準達成状況(昼間、夜間、昼夜)
ファイル名称	1. 騒音測定結果データファイル souonYYYY.csv 2. 環境基準達成状況の評価結果データファイル evalYYYY.csv ※YYYY: 4桁西暦年
文字コード仕様	SHIFT JISコード
ソート順	都道府県コード・市区町村コード(昇順)、騒音測定地点番号または評価区間番号(昇順)

2. ファイルレイアウト

(1) 騒音測定結果データファイル

NO.	項目名	内容
1	report_year	報告年度（西暦4桁）
2	pref_code	都道府県コード
3	pref_name	都道府県名
4	jis_code	全国地方公共団体コード
5	jis_code_name	地方公共団体名
6	seq_num	自治体別の一連番号
7	noise_measure_point_code	騒音測定地点番号
8	measure_point_address	測定地点の住所
9	road1_name	[1] 路線名
10	road1_lane_num	[1] 車線数
11	road1_type_code	[1] 道路種別 コード表(1)
12	road2_name	[2] 路線名※
13	road2_lane_num	[2] 車線数※
14	road2_type_code	[2] 道路種別※
15	measure_start_date	測定開始年月日(西暦年/月/日)
16	measure_end_date	測定終了年月日(西暦年/月/日)
17	distance_from_roadway	車道端距離 (m) 車道端からマイクロホンまでの水平距離
18	distance_from_road_border	道路敷地境界距離 (m) 道路敷地境界からマイクロホンまでの水平距離
19	measure_height	地上高さ (m) マイクロホンの地上面からの高さ
20	env_std_type_code	環境基準類型 コード表(2)
21	day_leq	Leq昼間 (dB) 昼間(午前6時～午後10時)の等価騒音レベル
22	night_leq	Leq夜間 (dB) 夜間(午後10時～午前6時)の等価騒音レベル
23	longitude	経度(10進度、世界測地系)
24	latitude	緯度(10進度、世界測地系)

※ 評価対象道路が一つの場合、[1]のみデータあり。構造上分離された複数の道路に面する場合に、[1]と[2]の両方にデータあり。

(2) 環境基準達成状況の評価結果データファイル

NO.	項目名	内容
1	report_year	報告年度（西暦4桁）
2	pref_code	都道府県コード
3	pref_name	都道府県名
4	jis_code	全国地方公共団体コード
5	jis_code_name	地方公共団体名
6	eval_section_code	評価区間番号
7	seq_num	自治体別の一連番号
8	eval_section_start_address	評価区間開始点住所
9	eval_section_end_address	評価区間終了点住所
10	eval_section_length	評価区間の延長（km）
11	road1_name	[1] 路線名
12	road1_lane_num	[1] 車線数
13	road1_type_code	[1] 道路種別 コード表(1)
14	road2_name	[2] 路線名※
15	road2_lane_num	[2] 車線数※
16	road2_type_code	[2] 道路種別※
17	total_eval_house_num	評価対象戸数
18	wholeday_below_std_house_num	昼夜とも基準値以下戸数
19	wholeday_below_std_house_rate	昼夜とも基準値以下割合（%）
20	day_below_std_house_num	昼のみ基準値以下戸数
21	day_below_std_house_rate	昼のみ基準値以下割合（%）
22	night_below_std_house_num	夜のみ基準値以下戸数
23	night_below_std_house_rate	夜のみ基準値以下割合（%）
24	wholeday_exceed_std_house_num	昼夜とも基準値超過戸数
25	wholeday_exceed_std_house_rate	昼夜とも基準値超過割合（%）
26	prox_eval_house_num	評価対象戸数
27	prox_wholeday_below_std_house_num	昼夜とも基準値以下戸数
28	prox_wholeday_below_std_house_rate	昼夜とも基準値以下割合（%）
29	prox_day_below_std_house_num	昼のみ基準値以下戸数
30	prox_day_below_std_house_rate	昼のみ基準値以下割合（%）
31	prox_night_below_std_house_num	夜のみ基準値以下戸数
32	prox_night_below_std_house_rate	夜のみ基準値以下割合（%）
33	prox_wholeday_exceed_std_house_num	昼夜とも基準値超過戸数
34	prox_wholeday_exceed_std_house_rate	昼夜とも基準値超過割合（%）
35	nonprox_eval_house_num	評価対象戸数
36	nonprox_wholeday_below_std_house_num	昼夜とも基準値以下戸数
37	nonprox_wholeday_below_std_house_rate	昼夜とも基準値以下割合（%）
38	nonprox_day_below_std_house_num	昼のみ基準値以下戸数
39	nonprox_day_below_std_house_rate	昼のみ基準値以下割合（%）
40	nonprox_night_below_std_house_num	夜のみ基準値以下戸数
41	nonprox_night_below_std_house_rate	夜のみ基準値以下割合（%）
42	nonprox_wholeday_exceed_std_house_num	昼夜とも基準値超過戸数
43	nonprox_wholeday_exceed_std_house_rate	昼夜とも基準値超過割合（%）

※ 評価対象道路が一つの場合、[1]のみデータあり。構造上分離された複数の道路に面する場合に、[1]と[2]の両方にデータあり。

3. コード表

(1) 道路種別コード表

コード	分類
1	国土開発幹線自動車道等(高速自動車国道)
2	都市高速道路
3	一般国道
4	都道府県道(主要地方道を含む)
5	4車線以上の市区町村道
6	その他の道路

(2) 環境基準類型

番号	地域の類型	基準値	
		昼間(*1)	夜間(*2)
1	AA	50デシベル以下	40デシベル以下
2	A	55デシベル以下	45デシベル以下
3	B	55デシベル以下	45デシベル以下
4	C	60デシベル以下	50デシベル以下
5	X: 該当する環境基準型が無い場合の記号		

*1: 午前6時～午後10時までの間とする。

*2: 午後10時～翌日の午前6時までの間とする。

4. 騒音に係る環境基準について

環境基準は、人の健康の保護、生活環境の保全のうえで「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標である。環境基本法第16条第1項の規定に基づく、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準（以下「環境基準」という。）は、別に定めるところによるほか、次のとおりとする。

第1 環境基準

環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型を当てはめる地域は、都道府県知事が指定する。

番号	地域の類型	基準値	
		昼間(*1)	夜間(*2)
1	AA	50デシベル以下	40デシベル以下
2	A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
3	C	60デシベル以下	50デシベル以下

(注)

1. 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
2. AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
3. Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
4. Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
5. Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

番号	地域の区分	基準値	
		昼間	夜間
1	A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
2	B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

(備考)

車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下

(備考)

個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあつては45デシベル以下、夜間にあつては40デシベル以下)によることができる。